

第 号
平成 年 月 日

保 護 者 様

市
町 教育委員会
村

就 学 の 案 内 に つ い て

< 4月1日からの就学の場合 >

このことにつきまして、児童 様は、 年4月1日をもって、日本国学校教育法第22条による就学予定者に相当する年齢となりますので、小学校へ就学を希望する場合は、下記に従い、就学に必要な手続をするようお願いいたします。

< 年度途中での就学の場合 >

このことにつきまして、児童 様は、日本国学校教育法第22条による就学予定者に相当する年齢となっておりますので、小学校へ就学を希望する場合は、下記に従い、就学に必要な手続をするようお願いいたします。

記

1 就学に関する申請

就学許可申請が必要となりますので、別紙申請書に必要事項を記入して頂き、市(町、村)教育委員会まで提出するようお願いいたします。

2 申請期限

2002年 月 日まで

ただし、各学校とも就学予定児童の状況を把握する必要から、就学希望の場合はできるだけ早急に手続をするようお願いいたします。

3 提出先

市役所	市教育委員会	学校教育課(総務課)
町	町教育委員会	
村	村教育委員会	

4 問い合わせ先

市役所	市教育委員会	学校教育課(総務課)
町	町教育委員会	
村	村教育委員会	

就学許可申請書

平成 年 月 日

市
町 教育委員会 様
村

住所
保護者氏名
就学との関係 父 母
(連絡先電話番号：
勤め先と電話番号：)

下記の者について、貴教育委員会所管の 市立小・中学校へ就学させたいので、許可
町立
村立
してください。

記

就学児童・生徒氏名	
生年月日・性別	年 月 日 男 女
就学者の住所	
就学する学校・学年	
就学希望期間	
就学者の国語	
備考	

< 学校 >

日本の学校は4月に始まり、3月に終わります。外国籍のお子さんは、日本での就学義務はありませんが、市(町、村)では本人(保護者)に就学の希望があれば、原則として、市(町、村)内の小・中学校で受け入れることとしています。

就学希望者

市役所(役場)
手続きを行ってください。
必要書類
外国人登録証明書(保護者・子ども)

教育委員会 学校教育課(係)
(内線)

手続き許可

小学校(義務教育)
6年間

日本では、小中学校は義務教育のため、授業料・教科書については無料ですが、下記のお金は最低でも必要になります。

中学校(義務教育)
3年間

	給食費<月額>	学年費<月額>
小学生		
中学生		

中学校卒業後、進学は自由です。
入学するには、試験があります。

高等学校

大学
短期大学
専門学校